

## 山口県林業就業準備給付金交付要綱

制定 平成31年4月1日付け平31森林企画第24号  
一部改正 令和2年10月27日付け令2森林企画第383号  
一部改正 令和7年3月3日付け令6森林企画第644号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、山口県林業就業準備給付金(以下「給付金」という。)の交付について、山口県補助金等交付規則(平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 この給付金は、規則第2条第1項第3号に規定する給付金とする。

### (目的)

第2条 この給付金は、担い手の確保・育成を促進し、山口県(以下「県」という。)の林業の振興を図ることを目的とする。

### (交付対象および交付額)

第3条 給付金の交付対象者及び交付額は、別表第1に定めるとおりとする。

### (交付申請)

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別に通知する。

### (交付変更)

第5条 規則第8条第1項の申請書(中止の場合を除く。)は、別記第2号様式によらなければならない。

### (交付請求)

第6条 規則第5条の通知を受けた者は、別記第3号様式による給付金交付請求書を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項に定める者は、「即戦力短期育成塾」(以下「研修」という。)を開始した日を起点に一月毎の研修状況を取りまとめの上、別記第4号様式による研修状況報告書を前項の請求書に添付し、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の請求書及び研修状況報告書の内容が適当であると認めた場合、当該申請の給付期間中一月毎に、給付金を交付するものとする。

### (交付をしないことがある場合)

第7条 第3条の規定にかかわらず、知事は、給付金の交付の申請をした者が次の各号の

いずれかに該当するときは、給付金の交付をしないことがある。

一 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

二 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 知事は、給付金の交付の申請をした者が、前項各号のいずれかに該当するかどうかについて、必要に応じて警察本部長に照会することがある。

3 知事は、既に給付金を交付している者が、第1項に該当していることが判明した場合は、直ちに交付を中止するものとする。

（決定の取消し）

第8条 知事は、規則第14条に定めるほか、給付金の交付を受けた者が、別表第2に定める事項のいずれかに該当するときは、給付金の交付の決定の全て又は一部を取り消すことができる。

（交付の中止）

第9条 規則第8条第1項の申請書（中止の場合に限る。）は、別記第5号様式によらなければならない。

（研修終了後の報告）

第10条 規則第5条の通知を受けた者は、当該申請に係る交付対象期間が終了したときには、研修終了後3年間、毎年3月末及び9月末までに、その直前の6か月間の別記第6号様式による就業状況報告を知事に提出しなければならない。

2 給付金の交付対象者は、県内の林業認定事業体（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「労確法」という。）第5条に基づき作成された改善措置に関する計画が知事に認定された「事業主」（労確法第2条第2項に規定する事業主をいう。以下同じ。）をいう。以下「林業認定事業体」という。）等に就業したときには、別記第7号様式による就業報告届を知事に提出しなければならない。

（関係書類の整備）

第11条 給付金の交付対象者は、給付金交付に係る関係書類を整備し、交付を受けた日の属する県の会計年度の翌年度の初日から起算して、6年間これを保管しておかなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年10月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

交付対象者	交付額
<p>1 県が開催する「即戦力短期育成塾」を受講すること。</p> <p>2 研修を受講する年の4月1日現在の年齢が、原則18歳以上45歳未満であること。</p> <p>3 研修終了後1年以内に、県内の林業認定事業体等に就業し、将来的には、その中核を担う強い意欲を有していること。</p> <p>4 常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう）の雇用契約を締結していないこと。</p> <p>5 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。</p> <p>6 過去に山口県林業就業準備給付金の給付を受けていないこと。</p>	<p>給付対象者1人当たり年間62万5千円を限度とし、原則として、1ヶ月分12万5千円を、研修実績により給付する。</p>

別表第2（第8条関係）

事 項	決定の取消し
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第10条による報告書を提出しなかった場合</li> <li>2 県が行う研修実施状況の現地確認等により、適切な研修を行っていないと判断した場合</li> <li>3 研修終了後1年以内に、県内の林業認定事業体等に就業しなかった場合</li> <li>4 林業認定事業体等への就業を2年間継続しない場合</li> <li>5 虚偽の申請等を行った場合</li> </ol>	<p>全て</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 別表第1に掲げる交付対象者の要件を満たさなくなった場合</li> <li>2 研修を途中で中止した場合</li> <li>3 第6条第2項による報告書を提出しなかった場合</li> </ol>	<p>一部 （左記に該当した 月数分）</p>

年度 林業就業準備給付金 交付申請書

年 月 日

山口県知事 様

住 所 (〒 - )

氏 名

山口県補助金等交付規則第3条の規定に基づき就業準備給付金の交付を申請します。

記

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する給付金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
交付申請額	千円		
常勤の雇用契約の締結	<input type="checkbox"/> 締結している	<input type="checkbox"/> 締結していない	
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付	<input type="checkbox"/> 給付されている	<input type="checkbox"/> 給付されていない	
過去に山口県林業就業準備給付金の交付を受けていない	<input type="checkbox"/> 受けている	<input type="checkbox"/> 受けていない	

添付書類

- ・ 身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）
- ・ 離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）※  
※ 県森林企画課が原本を確認した場合は写し可
- ・ 別添1：誓約書
- ・ 別添2：履歴書
- ・ 別添3：個人情報の取扱い

別添1 (別記様式第1号関係)

山口県知事 様

年 月 日

住 所: 〒

[申請者] 氏 名:

電話番号:

(生年月日: 年 月 日: 歳)

誓 約 書

私は、山口県補助金等交付規則、山口県林業就業準備給付金交付要綱及び山口県林業就業準備給付金交付要領の規定を遵守し、林業就業するため、研修に励むことを誓約します。

なお、同規則、同要綱・要領の規定により、当該給付金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた給付金の一部又は全部を返還することを連帯保証人の署名、捺印を添えて誓約します。

連帯保証人 住所 〒

電話番号

氏名

印

連帯保証人 住所 〒

電話番号

氏名

印

※1 連帯保証人氏名は自署すること。

※2 連帯保証人は、免許書等本人を証明する書類の写し及び印鑑証明書を添付すること。

別添2（別記様式第1号関係）

## 履 歴 書

### 1. 氏名等

(ふりがな)				
住 所	〒□□□-□□□□			
(ふりがな)				
連絡先	〒□□□-□□□□			
(ふりがな)		生 年 月 日	年 齢	電 話 番 号
氏 名		昭和 平成 年 月 日	歳	

### 2. 家族構成

氏 名	続 柄	生 年 月 日	住 所

### 3. 学歴等

	年	月	学歴・職歴(各別に記入)	年	月	免許・資格
	履 歴					

注) 離職票の原本（提示が可能な場合）及び住民票を添付すること



山口県農林水産部長 様

### 個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

#### 山口県林業就業準備給付金事業に係る個人情報の取扱いについて

交付主体は、林業就業準備給付金事業の実施に際して得た個人情報について、県が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、県は、本事業による交付対象者の研修状況や林業就業状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関	国、山口県農林水産部及びその出先機関、市町、(公財)やまぐち農林振興公社、(一財)やまぐち森林担い手財団
------	--

#### 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

住所

氏名

年度 林業就業準備給付金変更交付申請書

年 月 日

山口県知事 様

住所 〒  
氏名

年 月 日付け指令 第 号で給付金の交付の決定のあった  
年度林業就業準備給付金について、下記の理由により給付金の額を変更したいので、山口  
県補助金等交付規則第8条の規定により申請します。

- 1 林業就業準備給付金の変更の理由
- 2 林業就業準備給付金の変更の内容

既交付決定額	変更額	計
円	円	円

年度 林業就業準備給付金交付請求書

年 月 日

山口県知事 様

住 所 (〒 - )

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定があった 年度林業就業準備給付金について、山口県林業就業準備給付金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

資金の振込窓口

金融 機関 店舗 名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金			支 所 支 店 出張所
	預金・貯金 の種類	普通預金 当座預金 別段預金	口座番号	
口座 名義人	(ふりがな) 氏 名			

別記第4号様式

研修状況報告書  
( 月 日 ~ 月 日分)

年 月 日

山口県知事 様

氏名

山口県林業就業準備給付金交付要綱（平成31年4月1日平31森林企画第24号）第6条第2項の規定に基づき研修状況報告を提出します。

1 研修実施状況

①学んだ内容	②習得度	③今後の課題

添付書類

別添1：研修日誌

別添1 (別記様式第4号関係)

研修日誌

( 月 日 ~ 月 日分)

日付	研修時間	場所	研修内容	学んだ内容等

# 中 止 届

年 月 日

山口県知事 様

住所 〒

氏名

就業準備給付金の受給を中止しますので、山口県補助金等交付規則第 8 条の規定に基づき中止届を提出します。

研修中止日	年 月 日
中止理由	

就業状況報告書 (10 月～3 月・4 月～9 月)

年 月 日

山口県知事 様

住所 〒

氏名

以下のとおり就業しましたので、山口県林業就業準備給付金交付要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、就業状況報告書を提出します。

記

1. 就業 (予定) 時期

<input type="checkbox"/>	既に就業している	年 月 日就業
<input type="checkbox"/>	まだ就業していない	年 月 就業予定

注 1 : どちらかにチェックを付けること。

注 2 : まだ就業していない場合は、以下の欄は記入不要

2. 雇用先の林業事業体等の名称等

林業事業体名	
住 所	
電 話 番 号	

3. 担当している業務

--

4. 今後の課題および目標

--

5. 従事日数

	日
--	---

# 就 業 報 告

年 月 日

山口県知事 様

住所 〒

氏名

以下のとおり就業しましたので、山口県林業就業準備給付金交付要綱第10条第2項の規定に基づき就業報告を提出します。

研修終了年月日	年 月 日
就業日	年 月 日
就業先情報	(名称)  (住所) 〒  (電話番号)

添付書類

- ・雇用契約書等の写し